

障害者虐待防止・権利擁護研修 ～障害者虐待防止の体制づくりにむけて～

沖縄県社会福祉士会 障害者支援委員会 宮國 翔大

令和8年3月6日 「初任者コース研修」

障害者虐待の背景と経緯

- ▶ 1990年代以前、体罰や抑圧的支援は珍しくなかった
- ▶ 「しつけ」「指導」「安全のため」という言葉で正当化されていた
- ▶ 社会全体が“人権”という視点を十分持っていなかった時代

障害者虐待防止法の意義

水戸アカス事件 1996年

- ・ 約30人の知的障害者が働く段ボール加工工場
- ・ 体罰（殴る、蹴る、食事を与えない）
- ・ 従業員寮で社長による性的暴行
- ・ 詐欺罪（補助金不正受給）で社長逮捕、有罪
- ・ 性虐待は約20件告訴されたが、いずれも不起訴
- ・ 民事訴訟では性暴力を認定
- ・ ドラマ「聖者の行進」のモデル



障害者虐待防止法の意義

被害のあった多くの障害者は、判断能力にハンディがありSOSを訴えられず、訴えても相手にされない

家族らも虐待に気付いていながら、障害のあるわが子を「預かってもらっている」という負い目、他に行き場のない恐怖から沈黙を強いられた

なかには「こんな可哀想な子、預かってもらえるだけでもありがたい、少々ぶたれたっていいんです」という親。

目の前でわが子が殴られて泣いているのに止められない親。

障害者虐待防止法の意義

わが子が殴られて、泣いているのに悔しくない親がいるのでしょうか？

警察や行政にも取り合ってもらえず、障害のある子を産んだことで親戚から責められ、社会の中で偏見にさらされる親も多くいた。

家庭での親（擁護者）から子への虐待。親自身も障害・疾患・生活困窮・・・様々な課題を抱えている。

この法律が虐待防止だけでなく、擁護者に対する支援が求められているのは様々な意味がある。

障害者虐待防止法の意義

現場の職員にとっても支援の側面があります。

自傷・他害・パニックにどう対処していいかわからず、戸惑いや不安全感を抱いている職員は多い

以前は暴れたり、言うことを聞かない利用者さんを力で押さえつけることができた職員が一目置かれていた。そして今もそうした職員が影響力を持っている現状がある

先輩や上司が作ってきた暗黙のルールに支配され、同調圧力の強い職場で声を上げられぬ多くの職員が存在する。(白河育成園は職員の内部告発から発覚)

障害者虐待防止法の意義

- 声をあげることの出来ない当事者・家族を救う。
- 職員の良心を守り、よりよい支援を追求できるようにする。

虐待防止法

- 児童虐待防止法 2000年
- 高齢者虐待防止法 2005年
- 障害者虐待防止法 2011年

障害者虐待防止法の概要

法の意義

- ・ 虐待「**防止**」のための法律
- ・ 「家庭」「施設」「職場」での虐待に通報義務
- ・ 養護者の支援
- ・ 「学校」「保育所」「医療機関」での虐待防止措置

法の目的

障害者に対する虐待が**障害者の尊厳**を害するものであり、障害者の**自立及び社会参加**にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の**権利利益の擁護に資する**ことを目的とする。

障害者虐待防止法の概要

障害者の定義

- ・「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」
- ・ 障害者手帳を取得していない場合も含まれる
- ・ 18歳未満の者も含まれる(養護者虐待の通報や通用に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用)

「障害者虐待」の定義

- ・ 家庭=養護者（家族・親族・同居人等）による障害者虐待
 - ・ 施設=障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ・ 職場=使用者（障害者を雇用する事業主等）による障害者虐待
- ※使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず、障害者虐待防止法が適用

障害者虐待防止法の概要

障害者虐待の種類

- ・ 身体的虐待：殴る、ける、しばりつける、戸外へ締め出す、部屋に閉じ込める・・・
- ・ 性的虐待：性行為の強要、わいせつな映像などを見せる・・・（被虐待者の性別は問わない）
- ・ 心理的虐待：「そんなことすると外出させない」などの脅迫。「何度言ったらわかるの？」など心を傷つけることを繰り返す。子どもあつかい、他の利用者と差別的な扱いをする・・・
- ・ ネグレクト(放棄・放置)：自己決定だからと放置。話しかけられても無視する、拒否的な態度でしめす。職員の不注意による怪我。失禁などの放置
- ・ 経済的虐待：年金等の流用や財産の不適切な処分

通報義務

障害者福祉従事者等による障害者虐待を**受けたと思われる**障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない

※障害者福祉施設従事者は通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない(不適切な対応をする法人があり、職員を委縮させる要因となっている)

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

- ▶ 通報しないで済ませたら
 - ・虐待がエスカレートする
 - ・通報しなかったことがバレるので、より通報できなくなる
 - ・良心的な職員は不信感を抱き辞めてしまう
 - ・取り返しのつかない被害が起きてしまう
 - ・行政と警察が介入する
 - ・通報しなかったことは「悪質な隠蔽」とみなされ処分される

身体的虐待

- ▶ 1 暴力的行為
 - 【具体的な例】
 - ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
 - ・ぶつかって転ばせる。
 - ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など
- 2 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為
 - 【具体的な例】 ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など
- 3 正当な理由のない身体拘束
 - 【具体的な例】
 - ・車いすやベッドなどに縛り付ける ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける ・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

性的虐待

- ▶ ○あらゆる形態の性的な行為又はその強要 【具体的な例】
 - ・キス、性器等への接触、性交
 - ・性的行為を強要する。
 - ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。
 - ・わいせつな映像や写真をみせる。
 - ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
 - ・更衣やトイレ等の場面ののぞいたり、映像や画像を撮影する。
 - ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
 - ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

心理的虐待

- ▶ 1 威嚇的な発言、態度
【具体的な例】
 - ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ(施設等)にいられなくなるよ」「追い出す」などと言いつ脅す。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 など
- ▶ 2 侮辱的な発言、態度
【具体的な例】
 - ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。 など
- ▶ 3 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度【具体的な例】
 - ・無視する ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ等を無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。 など

心理的虐待

▶ 4 障害者の意欲や自立心を低下させる行為

【具体的な例】 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、**職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して**食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など

▶ 5 交換条件の提示

【具体的な例】 ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する。

6 心理的に障害者を不当に孤立させる行為

【具体的な例】 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 など

7 その他著しい心理的外傷を与える言動

【具体的な例】 ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。 など

ネグレクト

- ▶ 1 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 【具体的な例】
 - ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
 - ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
 - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
 - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
 - ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。
 - ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など
- ▶ 2 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為 【具体的な例】
 - ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
 - ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
- ▶
 - ・本人の嚥下できない食事を提供する。など
- 3 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 【具体的な例】
 - ・移動に車いすが必要であっても使用させない。
 - ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など
- 4 **障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置** 【具体的な例】
 - ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
 - ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など
- 5 その他職務上の義務を著しく怠ること

経済的虐待

- ▶ ○ 本人の同意(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。)なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
【具体的な例】
- ▶ ・ 本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・ 年金や賃金を管理して渡さない。
 - ・ 年金や預貯金を無断で使用する。
 - ・ 本人の財産を無断で運用する。 ・ 事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等(障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。)。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

障害者虐待防止法の概要

学校・保育所等・医療機関における障害者に対する虐待

- ・学校における障害者への虐待
市町村・都道府県教育委員会、教育センター等
- ・保育所等における障害者への虐待
市町村・都道府県の保育課、子育て支援課など
- ・医療機関における障害者への虐待
都道府県の医務課、医療課など

虐待行為に対する刑事罰

- ・身体的虐待：殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
- ・性的虐待：強制わいせつ罪、強制性交罪、準強制わいせつ罪、準強制性交罪
- ・心理的虐待：脅迫罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪
- ・ネグレクト：保護責任者遺棄罪
- ・経済的虐待：窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪(※親族相当例に注意)

障害者総合支援法との関連

運営規定 (指定基準第31条 8項より)

・虐待の防止のための措置に関する事項

解釈通知

- ア 虐待の防止に関する責任者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修実施
- オ 基準40条の2第1項の「虐待の防止ための対策を支援する委員会」の設置等に関すること

障害者総合支援法との関連

虐待防止委員会設置（指定基準第40条の2より） ※令和4年度より義務化

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について周知徹底を図ること
- ②従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおくこと

虐待防止委員会の主な役割

- ① 虐待防止のための計画作り
- ② 虐待防止のチェックとモニタリング
- ③ 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

障害者総合支援法との関連

身体拘束適正化委員会（指定基準第35条の2）

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について周知徹底を図ること
- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

身体拘束適正化委員会の主な役割 **※虐待防止委員会と一体的な運用も可**

- ① 切迫性・非代替性・一時性の組織的な検証
- ② 身体拘束にたいする指針整備及び指針の徹底
- ③ 職員への研修実施し知識の普及・啓発を図る

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です

- ★「障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準」 第48条（身体拘束等の禁止）〈緊急やむを得ない場合を除く〉

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が考えられます。

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

やむを得ず身体拘束を行うときの最低要件

- 1) **切迫性**：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 2) **非代替性**：身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- 3) **一時性**：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

◎上記要件をすべて満たすことが最低要件になります。

また、要件を満たしても拘束の**免罪符**になるわけではありません。

「誰の為」「何のため」「他に方法はないのか？」を常に考え、疑問を持ちながら廃止に向けた取り組みを行うことが大切。

緊急やむを得ず身体拘束をする場合のルール・手続き

★「障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準」 第48条2

(1) 組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載

どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか

※個別支援会議による慎重な検討・決定。個別支援計画への身体拘束の態様及び時間、やむを得ない理由を記載すること！

(2) 本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る

※中立的・客観的な視点が必要。家族の心情等を考慮する。

(3) 行政への相談、報告

事業所で抱え込まず、関係機関との連携を通じアドバイスや情報を得る。支援困難な事例に取り組んでいる実態を知ってもらう良い機会となる。

(4) 必要な事項の記録(態様・時間・対象者の心身の状況等)

・身体拘束を行ったときは、支援記録などにそのつど記録

身体拘束・・・記録について

- ・身体拘束時の記録はすでに義務化されています。
- ・記録の様式は様々。個別支援計画への記載と共に日々の支援（ケース）記録への記載が必要。
- ・時間、態様、様子（心身への影響、解消に向けた観察等）を記録
- ・決められたモニタリング期間を待たず、できるだけ短期間で廃止できるように、ケース会議などでの早い振り返りが良いかと思えます。
- ・記録がなければ、身体拘束廃止未実施減算（5単位／日）が適応。監査でも指摘。

(現在は委員会の設置・指針の整備・研修の実施もされていなければ減算対象)

身体拘束としての行動制限について ～行動障害を持った方への支援～

- ・ 拘りやパニックによる自傷・他害行為から守るための身体拘束や隔離。
- ・ 行動制限をする必要があっても、範囲は最小限にしなければならない。
- ・ **漫然と行動制限をすることが日常化してしまい、虐待を続けている状態に陥る**
- ・ 行動障害に対する知識や支援技術（強度行動障害支援者養成研修など）を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要がある。

現場で身体拘束を判断させない理由 ～虐待が日常的になる心の理論～

- ▶ 慣れ（脱感作）と「正常化バイアス」
- ▶ 最初は抵抗を感じても、繰り返すうちに“当たり前”に感じてしまう現象です。
最初は「仕方なく」「一時的に」行った身体拘束が、何度か繰り返すうちに感情的な抵抗が薄れていきます。
- ▶ 脱感作（desensitization）：感情の閾値が上がり、「これはもう虐待ではない」と感じやすくなる。
- ▶ 正常化バイアス：危険や逸脱を「これくらいは普通」「どこでもやっている」と正当化する。
- ▶ → “非常事態”が“日常”にすり替わるプロセスです。

現場で身体拘束を判断させない理由 ～虐待が日常的になる心の理論～

- ▶ 2. 認知的不協和の解消
- ▶ 「自分は利用者を大切にしている」という自己イメージと、「身体拘束をしている」という現実が矛盾します。
この”不快な矛盾（認知的不協和）”を減らすために、人は現実の方を都合よく解釈します。
- ▶ 例：「これは拘束じゃなくて安全確保のため」
「本人も落ち着くから結果的に良かった」
- ▶ → 結果、行為を正当化しやすくなり、次第に“倫理的麻痺”が進みます。

現場で身体拘束を判断させない理由 ～虐待が日常的になる心の理論～

- ▶ **3. 集団の規範・同調圧力（組織文化）**
- ▶ 心理学者アッシュの同調実験でも示されたように、人は集団内で少数派の意見を持ちづらいものです。
現場で「いつもこうしている」「リーダーも言ってる」といった空気があると、個人の感覚は鈍ります。
- ▶ → 「みんながやっているから大丈夫」という”同調的逸脱（collective deviation）”が起こる。

現場で身体拘束を判断させない理由 ～虐待が日常的になる心の理論～

- ▶ 4. 忙しさと認知資源の枯渇（**認知的過負荷**）
- ▶ 心理学的には、忙しさ・ストレス・疲労が続くと、人の判断力（前頭前野の実行機能）が低下し、短絡的・感情的判断が増えます。
- ▶ 「今は対応する余裕がない」→ 目先の“トラブル回避”を優先
- ▶ 「とりあえず落ち着かせる」→ 長期的な倫理・支援の理念を後回し
- ▶ → 結果、「すぐ落ち着く手段（身体拘束）」が習慣化される。

現場で身体拘束を判断させない理由 ～虐待が日常的になる心の理論～

- ▶ **5. 責任の拡散** (bystander effect)
- ▶ チーム内で意思決定する場合、「誰かが止めるだろう」「自分だけの責任じゃない」という意識が働きます。
心理学では**責任の拡散 (diffusion of responsibility) **と呼ばれます。
- ▶ → 個人の良心があっても、集団の中ではブレーキがかかりにくくなる。
- ▶ **6. 自己効力感の低下と「学習された無力感」**
- ▶ 支援がうまくいかない経験が続くと、
「どうせ何をしてしても落ち着かない」「この方法しかない」と思い込む心理状態になります。
- ▶ → 選択肢を考える余裕がなくなり、身体拘束を“最終手段ではなく唯一の手段”と感じるようになる。

心の声

- ▶ とはいっても、現場は本当に大変・・・利用者さんに叩かれたりひっかかれるのは日常茶飯事。いつもぎりぎりの駆け引きをしている。
- ▶ 周りに言わずらいし・・・

まじめな放デイスタッフが身体拘束が状態化するまでの物語（心の理論から）

- ▶ 「“仕方ない”が積み重なっていくとき」
- ▶ 登場人物
- ▶ 佐藤さん（支援員・入職3年目）：まじめで誠実。子ども思い。
- ▶ 山本リーダー（現場責任者）：判断が早く、事故防止を最優先にするタイプ。
- ▶ Kくん（中学2年・ASD）：感覚過敏とこだわりが強く、帰りの会の場面で崩れやすい。

まじめな放デイスタッフが身体拘束が状態化するまでの物語（心の理論から）

- ▶ ① はじまり – 「一瞬の判断」
- ▶ その日も放課後のにぎやかな部屋。
帰りの会でKくんが突然、椅子を蹴り、机を叩き始めた。
周囲の子どもたちが一斉に立ち上がり、場が混乱する。
- ▶ 山本：「危ない！押さえて！」
佐藤：（心の声）「いまは仕方ない、ケガをさせたら大変だ」
- ▶ 咄嗟に後ろからKくんの腕を押さえた。
5分ほどで落ち着いたKくんを見て、胸をなでおろした。
その日は「緊急時対応」として記録を残した。
- ▶ **（この時点では“安全確保”という意識のみ）**

まじめな放デイスタッフが身体拘束が状態化するまでの物語（心の理論から）

- ▶ ② 積み重ね – 「仕方ない」が当たり前
- ▶ 翌週、同じような場面。
山本リーダーは言う。
- ▶ 「また暴れられたら危ないし、前と同じで頼むね」
- ▶ 佐藤さんは少し迷ったが、結局、前と同じ対応を取った。
同僚から「佐藤さん、対応早いね」「助かりました」と声をかけられた。
- ▶ （→この時点で「**脱感作**」「**認知的不協和の解消**」）
- ▶ 「私がやると落ち着く」
いつしか、その言葉が小さな誇りと安心になっていた。

まじめな放デイスタッフが身体拘束が状態化するまでの物語（心の理論から）

- ▶ ③ 忙しさの中で – 「考えるより動く」
- ▶ 月末、加配職員が休み。
事務作業も山積みで、現場は慌ただしい。
Kくんがまた立ち上がる。
考えるより先に、体が動いた。
- ▶ 佐藤：「とにかく落ち着かせないと...！」
- ▶ Kくんは泣き叫び、体を硬直させた。
その夜、保護者から「最近、事業所に行きたがらない」と連絡が入る。
胸の奥に、痛みが広がった。
- ▶ （→この時、**認知資源の枯渇により“思考の省略化”**が起こっている）

まじめな放デイスタッフが身体拘束が状態化するまでの物語（心の理論から）

- ▶ ④ 責任の拡散 – 「誰の判断だったのか」
- ▶ 翌日のミーティング。
山本リーダーは「昨日も仕方なかった」と淡々と報告。
誰も異を唱えない。
佐藤さんも言葉を飲み込んだ。
- ▶ 佐藤（心の声）：「私ひとりの判断じゃない。リーダーも認めてる。みんな同じようにやってる...」
- ▶ チームの空気が、暗黙の了解を作っていた。
“誰かの問題”ではなく“みんなの普通”になっていた。
- ▶ **（→責任の拡散・同調圧力）**

まじめな放デイスタッフが身体拘束が状態化するまでの物語（心の理論から）

⑤ 学習された無力感 – 「どうせ何をしてても…」

その後、Kくんの不登校が続いた。

記録や支援会議で原因を考えても、「また暴れたらどうしよう」という不安が先に立つ。

代替手段の検討も形だけになり、佐藤さんは次第に口数が減っていった。

佐藤：「どうせ話しても変わらない。あの子はそういう子なんだ…」

本当は違うと思っけていても、

“諦め”が心を守る防御になっていた。

(→自己効力感の低下・学習性無力感)

まじめな放デイスタッフが身体拘束が状態化するまでの物語（心の理論から）

⑥ 気づき – 「外の視点が鏡になる」

月に一度の身体拘束適正化委員会の日。

外部委員が報告書に目を通し、静かに言った。

「安全確保を理由にした対応が続いていますね。

でも“安全”は本人の尊厳とセットで考えないといけません。

緊急対応が繰り返されるのは、“仕組みで防げていない”サインです。」

その言葉に、佐藤さんは涙がにじんだ。

「自分は守っていたつもりだった。けど、守りきれていなかったのかもしれない。」

まじめな放デイスタッフが身体拘束が状態化するまでの物語（心の理論から）

⑦ その後 – 「仕組みで人を守る」

事業所では、翌月から「緊急時レビュー会議」と「振り返り面談」を導入。

- ▶ 対応後24時間以内に再検証
- ▶ 代替案の検討
- ▶ 必要に応じて家族・専門職と共有

佐藤さんは、次第に違和感を言葉にできるようになった。

山本リーダーも「俺も安全しか見えてなかったな」とつぶやいた。

佐藤：「“正しい支援”って、一人で抱えないことなんですね。」

まじめな放デイスタッフが身体拘束が状態化するまでの物語（心の理論から）

まとめ

- あなたの周りに事例のように1人で抱え込み、迷いながら支援をしているスタッフはいませんか？
- 身体拘束適正化委員会を法律で決まっているから形式的にやって議事録だけのこせばいいと思っていませんか？
- 忙しいが言い訳になり身体拘束の記録を取らない=委員会で現実の認識が出来ず、事例のような身体拘束がエスカレートしていく。
- 利用者の権利を守るため、支援員の良心を守るためにも、身体拘束適正化委員会の運営は本気で取り組む。